

赤 穂 市 入 札 監 視 委 員 会
 令 和 6 年 度 第 2 回 委 員 会 議 事 概 要 書

開 催 日 及 び 場 所	令和6年12月19日(木) 市役所6階 第2委員会室	
委 員	有田 伸弘 (関西福祉大学講師) 羽田 由可 (弁護士) 常念 由貴子 (司法書士) 三木 智夫 (兵庫県職員)	
審 議 対 象 期 間	令和6年4月1日 から 令和6年9月30日 まで	
報 告 事 項	(1) 入札状況 (2) 抽出案件について (3) 指名停止状況 (4) 談合情報など不正行為に係る情報及び対応状況 (5) 入札・指名停止などに関する苦情・申立ての状況	
審 議 事 項 (協 議 事 項 な ど)	(1) 抽出案件の審議	
抽出案件	4 件	案件名
一般競争入札	(工事) 1 件	原水源地紫外線処理設備工事 (上下水道部水道課)
	(委託)	
指名競争入札	(工事)	
	(委託) 1 件	都市公園・児童遊園遊具点検業務委託 (建設部公園街路課)
	(物品) 1 件	背負い式消火水のう35式 (消防本部総務課)
随意契約	(工事) 1 件	ごみ処理施設補修工事 (市民部美化センター)
	(委託)	
	(物品)	
委員からの意見・質問、それに対する回答	次のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	【意見】 審査した4件とも契約は適切に行われている。	

意見・質問	回答
<p>報告事項</p> <p>(2) 抽出案件について</p> <p>添付資料の契約方式別工事等一覧表で、指名競争入札の指名業者数や随意契約の選定業者数が分かるようにしてもらいたい。</p>	<p>指摘のあった様式に合うように改正手続きを進めたい。</p>
<p>審議事項</p>	
<p>① 水源地紫外線処理設備工事(上下水道部水道課)</p>	
<p>紫外線処理設備の竣工実績を求めているが、処理能力1,000m³/日以上にした理由はなにか。また、発注実績の遡りをどこまで認めているのか。</p> <p>本工事の施工監理業務委託も不調になっている。最終的に施工監理はどうしたのか。</p> <p>一般競争入札という形だが、1者しか応札がなかったのは止むを得ないのか。当初の入札は予定価格超過であったが、その時も応札は1者であった。その時点で発注の方法を変える考えなかったのか。</p>	<p>対象施設の必要な処理能力が1,000m³/日以上のため、同程度能力以上の紫外線処理設備の竣工実績を求めている。なお、発注実績の遡りの基準は定めていない。</p> <p>施設建築のためには建築士の資格を持った技術者が必要であったことから、施工監理業務委託を発注したが不調となったため、建築士の資格を有している他部署の職員と水道課の職員にて施工監理を行うこととした。</p> <p>一般競争入札にて門戸を広げたが、結果として1者しか応札がなかったことは止むを得ないと考え。予定価格超過の際に工種を分けて分割発注とすることも議論したが、分割発注が困難と判断し、一括発注とした。</p>
<p>② 都市公園・児童遊園遊具点検業務委託(建設部公園街路課)</p>	
<p>指名業者が遠方の業者ばかりだと思う。もう少し近くの業者を指名することはできなかったのか。</p> <p>毎年同じ業者を指名しているということか。競争入札参加資格者名簿に登録があれば、遠方であっても応札の意思はあると思うのだが。地域を広げた方が競争性は上がるのではないか。</p> <p>点検業務に積算基準はあるのか。また、落札率が高い理由はなにか。</p> <p>公表している積算基準に基づき積算するのであれば、良いものを低い金額で調達するという競争入札の目的が達成できない気がするのだが。</p>	<p>本業務の技術者に必要な資格として、公園施設製品安全管理士を求めているため、その資格を認定している一般社団法人日本公園施設業協会の関西支部と中国・四国支部会員で、赤穂市の競争入札参加資格者名簿に登録されている業者を指名した。</p> <p>令和4年度、令和5年度については、一般社団法人日本公園施設業協会の会員であり公園施設製品安全管理士の有資格者を配置できることを条件として一般競争入札を実施したが、どちらも応札者がなかったため、指名競争入札に切替え実施している。一般競争入札で応札者がなかったことから、今後も同条件で指名する考えである。</p> <p>一般社団法人日本公園施設業協会が公表している定期点検業務積算基準に基づき積算をしている。なお、落札率が高いのは、予定価格超過で不落となった結果、2回の入札を実施したことにより、業者による積算の精度が上がったと推測している。</p> <p>公園の遊具点検業務の積算を一般社団法人日本公園施設業協会が公表している積算基準で行う指針がある以上は、指針に従う必要がある。なお、競争の原理は、諸経費等の計算で働いているものと思われる。</p>

<p>③ごみ処理施設補修工事(市民部美化センター)</p>	
<p>本工事とごみ処理施設大規模改修工事(R4~R6)との関係性はどうか。</p> <p>随意契約の理由として金額面で有利ということ挙げているが、相見積もりとって具体的に確認しているのか。</p> <p>大規模改修工事を実施していない年は、本工事を一般競争入札で実施されていたのか。また、随意契約で実施していたのであれば、過去からずっと補修工事を請け負ってきているということが理由となるのか。</p> <p>本工事の選定業者からの参考見積もりのみを基に予定価格を作成したのか。</p>	<p>本工事は焼却炉の点検や日々使用している耐火材の補修等が主なもので、ごみ処理施設大規模改修工事は機械や電気施設の更新が主なものである。</p> <p>本工事が、他社では実施できないことから相見積もりはとっていない。</p> <p>一般競争入札で実施はしていない。施設の設計と施工をしていることから、施設を熟知している点を理由として随意契約により実施をしている。</p> <p>ご指摘のとおり、本工事の選定業者からのみの参考見積もりを徴収して設計を行い、予定価格を作成している。</p>
<p>④背負い式消火水のう35式(消防本部総務課)</p>	
<p>最初の入札では40式の購入で実施し予定価格超過のため不落となっている。その後、35式の購入に減らして実施した理由はなにか。</p> <p>予定価格の算出根拠は予算だけなのか。40式の購入であっても、35式の購入であっても予算上限までという形で決定しているのか。</p> <p>過去の委員会において、1者からの参考見積りを基に予算を定めている案件で、精度の高い予定価格になるように研究したらどうかという委員からの意見があったと思うが、その時からあまり変わっていないように思うが。</p> <p>赤穂市近隣の4者を選定したとあるが、具体的にどこまでの地域になるのか。また、選定対象の地域を広げると業者数は増えるのか。</p>	<p>複数年での更新を計画していること、また、ストック分での対応も可能であることから、35式の購入に減らして入札を実施した。</p> <p>赤穂市予定価格調書作成要領に基づき予定価格の決定をしており、予算による予定価格の算出も根拠の一つである。</p> <p>赤穂市予定価格調書作成要領に基づき予定価格を決定していることに加え、必要に応じて意見具申し、精度の高い予定価格算定に努めているところであるが、精度の高い予定価格になるように、予算編成の際に相見積もりをとるなどするよう所管課へ指導していきたい。</p> <p>本案件では、相生、たつのまでを選定対象とした。なお、赤穂市財務規則では、3者以上を選定することとあることから、選定対象の地域を広げることにより、業者数を増やすことは、競争もより働くと考えられることから、検討したい。</p>